

事業承継税制の抜本拡充が実現 全国の商工会議所の要望実る！

平成20年度与党税制大綱で、全国517商工会議所が長年要望を続けてきた「事業承継税制」の抜本拡充が図られました。

商工会議所では、かねてから事業承継の際の障害の一つである相続税負担の問題を根本的に解決するため、非上場株式等に係る相続税の減免を図る事業承継税制の抜本拡充を中心に要望を続けてきましたが、今般「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設されました。

納税猶予制度の創設により、

1. 中小企業の後継者が相続等によって取得した自社株式の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。
2. 5年間、雇用を確保しつつ事業を継続し、その後、相続人が株式を保有し続ければ、最終的に納税が免除されます。
3. 平成20年10月以降の相続から適用開始となります（予定）。

新しい事業承継税制導入の効果として、努力して業績を上げるほど、自社株式の評価が高まり、相続税負担が重くなるという不合理がなくなることになり、相続に際し相続税の大幅な減額による円滑な事業承継が図られるとともに、事業の継続・発展の障害が取り払われることとなります。

詳しくは日本商工会議所ホームページをご覧ください。

<http://www.jcci.or.jp/zeisei/08bira-jigyoshokei.pdf>

インフォメーション

★ ビジネスマナー研修

- 日時 平成20年 4月24日(木) 9:30~16:30
- 場所 舞鶴商工会議所 ホール
- 講師 林 千代美 〔有〕ビジネスエイド
- 対象者 新入社員、パート、入社3年以内の方
- 受講料 会員 2,000円 非会員 4,000円
詳細は別途ご連絡いたします。

お問い合わせ・お申込みは 舞鶴商工会議所へ TEL.62-4600

★ 共楽公園花まつり

- 期間 3月30日(日)~4月20日(日)
- 催し 4月13日(日)9:00~ (雨天中止)
花祭りウオークラリー (事前申込要)
海上自衛隊音楽隊演奏
爆笑猿まわし・しげる&小太郎ショー
かわたり京子・歌謡ショー

お問い合わせは 舞鶴市中央公民館へ TEL.62-0400

★ 産業財産権相談会 無料

- 日時 平成20年 4月18日(金) 13:30~16:30
- 場所 舞鶴商工会議所 第2会議室
- 弁理士 西村 竜平
電子出願相談も行っております。
事前に必ずご予約下さい。

お申込みは 舞鶴商工会議所へ TEL.62-4600

★ 第17回まいづる田辺城まつり

- 日時 平成20年 5月25日(日) 9:00~16:00
(予定)
- 場所 舞鶴公園・明倫緑地・市街地
- 内容 御城下大行列、町内太鼓
芸屋台展示、御前綱引き大会、
キャラクターショー他

お問い合わせは 舞鶴商工振興会へ TEL.75-0933